

パソコンの購入

仕様書

1. 件名

パソコンの購入

2. 目的

本件は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター 施設管理部 化学処理施設課において、文書作成、記録作成等に用いるパソコンを購入する。

3. 契約範囲

3.1 契約範囲内

3.1.1 作業項目

- (1) 購入品の納入
- (2) 社内検査
- (3) 図書作成・提出

3.1.2 購入品の仕様

以下の仕様の製品とする。なお、相当品可とする。

No.	品名	規格等	数量
1	デスクトップパソコン (ディスプレイモニタなし)	DELL OptiPlex SFF <内訳> ・CPU: intel core i5-13500 ・メモリ: 8GB ・ストレージ: 256GB (SSD) ・OS: Windows 11 Pro (64ビット) 日本語 ・光学ドライブ: DVD マルチドライブ ・キーボード: USB 有線キーボード(日本語) ・マウス: USB 光学マウス ・VGA ポート有り ・保証 12ヶ月	25台

4. 納期

令和6年12月20日(金)

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4-33

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター 再処理技術管理棟 4階

(2) 納入条件

持込渡しとする。

6. 検収条件

5. 項に示す指定場所に納入後、12. 項の受入れ検査の合格及び提出図書の完納をもって検収とする。

7. 提出図書類

7.1 提出図書

受注者は、次に示す図書について機構へ提出し、必要に応じ確認を受けるものとする。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 検査記録 | 1 部：納品時 |
| (2) 購買品の維持または運用に必要な技術情報 | 1 部：納品時 |
| (3) 打合せ議事録（打合せを行った場合） | 2 部：打合せ後 3 日以内 |

7.2 提出様式

- (1) 提出図書類は、提出期限を遵守すること。
- (2) 提出図書表紙に契約件名、提出日及び受注者名等を記載すること。
- (3) 用紙は原則として A4 版とする。
- (4) 提出図書類は、多年に耐える用紙、印刷方法及び装丁であること。
- (5) 様式、内容及びその他不明確な点は、その都度、機構の指示に従うものとする。

8. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、機構と協議の上、その決定に従うものとする。

9. 受注者の義務

- (1) 購買品の維持または運用に必要な技術情報があった場合は提供すること。
 - 1) 機構が受注者から引渡しを受けた後に、受注者が新たに発見又は取得した製品に関する運用上の注意事項や知見。
 - 2) 取扱説明書等がない操作により不適合が発生した場合、又は発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報。
 - 3) 設備の改造や運営方法を見直す際に必要となる機構が知り得ていない設備に関する知見・情報。
 - 4) 機構にて必要な技術検討・調査を行うに当たり、機構だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知識・情報。

10. 安全文化を育成し維持するための活動

受注者は、安全確保を最優先とした原子力安全の達成、維持、向上に向けた安全文化を醸成するための活動に協力し、法令等の遵守、ヒューマンエラ

一の発生防止などの安全活動に努め、製品品質を確実に確保すること。

11. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律)に適用する環境物品の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

12. 社内検査

受注者は、納入前に納入品全数について下記の社内検査を行い、結果を記録した「検査記録」を機構へ提出すること。

①外観確認

検査方法：目視により有害な損傷等がないことを確認する。

判定基準：有害な損傷がないこと。

② 員数確認

検査方法：所定の員数であることを目視にて確認する。

判定基準：所定の員数であること。

③型式確認

検査方法：所定の型式であることを包装、外箱の表記等で確認する。

判定基準：型式が3.項「購入品仕様」のとおりであること。

13. 梱包・輸送

(1) 梱包及び輸送については、温度・湿度等変化をなるべく与えない方法とすること。

(2) 不要なダンボール等は受注者が持ち帰ること。

14. 出荷許可

受注者は、社内検査において全ての検査項目に合格していることを「検査記録」にて確認し、機構の了解を得て出荷を行うこと。

15. 受入検査

機構は、物品納入時に12.項に示す検査項目(員数、外観、型式)と同様の受入検査を行う。但し、外観検査については抜き取り検査とする。

以上